

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
福島市	ない					ない					ある	15回 受診券15回分をすべて使用した多胎妊婦一人につき5回まで(上限1回5,000円)の追加助成あり	検討中		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査について費用の一部を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	ない	
会津若松市	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間と産後1か月の時期にエジンバラ産後うつ病検査を含む検査を実施。	ある	①自動ABR 8,500円(1回の上限) ②OAE 3,000円(1回の上限) ③初回、確認検査、再確認検査で、1人につき最大3回まで助成を行う。	ない	
郡山市	ない					ない					ある	15回多胎妊婦については上限15回を超えて受診したうちの5回以内を助成する。	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について検査費用の一部を助成する。 【検査方法】 自動ABRは8,500円まで、 OAEは3,000円まで	ある	国民健康保険加入の妊娠8か月以上の妊婦が、妊娠高血圧症候群・妊娠時出血・胎児及び付属物の異常又は異常分娩(帝王切開を含む)の治療を受けたとき、医療機関に支払った一部負担金が申請により払い戻される
いわき市	ない					ない					ある	15回(多胎妊婦は20回)	ない		ある	産後2週間及び産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査の費用を助成する。 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
白河市	ある	福島県不妊治療支援事業に準ずる	保険診療の適用とならない不妊治療や不妊症検査	福島県不妊治療支援事業の助成金の1/2を助成する。ただし、対象となる不妊治療等に要した費用から県助成金を控除した額を上限とする。また、治療のための通院に対して、1回あたり2,000円を支給する。	福島県不妊治療支援事業に準ずる。通院に対する費用の回数上限なし。	ない					ある	15回(多胎妊婦は20回)	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR 8,500円 OAE 3,000円 (初回検査・確認検査・再確認検査)	ある	本市に住所(住民票)を有する妊産婦に、妊娠4か月となる日の属する月の初日から出産月の翌月末までの医療費の一部(保険診療分一部負担金分)を助成している。
須賀川市	ある	無	生殖補助医療のうち医療保険適用外の治療費及び不妊症検査	福島県不妊治療費支援事業による助成額を控除した額で治療及び検査内容により上限設定	保険適用外の治療3回まで	ない					ある	15回(多胎妊婦で15回を超えた場合は上限5回まで助成する。)	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査について検査費用の一部を助成する。 (自動ABR8,500円、 OAE3,000円)	ない	
喜多方市	ある	福島県不妊治療助成事業に準じる	保険診療の適用とならない不妊治療や不妊症検査	福島県不妊治療支援事業の助成金の1/2を助成する。ただし、対象となる不妊治療等に要した費用から県助成金を控除した額を上限とする。	福島県不妊治療支援事業に準ずる	ない					ある	15回 多胎妊婦については上限15回を超えて受診したうちの5回以内(1回上限5,760円)を助成する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業 妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、出産・子育てに必要な支援につなげるために、妊婦の診断を受けるための初回産科受診料の費用を助成。	ある	1回	ある	産後2週間及び産後1か月	ある	一人につき最大3回までの助成を行う。 【助成額】初回検査①自動ABR8,500円②OAE3,000円 確認検査、再確認検査①自動ABR8,500円②OAE3,000円	ある	国民健康保険被保険者のみ対象で、妊娠16週目から出生月の末日までの医療費について助成している。

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
相馬市	ある	なし	保険診療の対象とならない ◇一般不妊治療(人工授精) ◇特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	◇一般不妊治療:1年度以内の治療に要した助成対象経費の合計額とし、10万円を限度として助成 ◇特定不妊治療:県の助成額を控除し、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	なし	不育治療	◇1治療期間に要した助成対象経費及び保険者からの付加給付、県の助成額を控除した額とし、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	◇1人につき3回以内 ◇初回検査は入院中、確認検査は1か月児健診 ◇自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)は限度額8,500円/回、耳音響放射検査(OAE)は限度額3,000円/回	ない	
二本松市	ある	なし	①一般不妊治療 ②保険適用外の不妊治療(生殖補助医療:体外受精及び顕微授精)	①一般不妊治療に要した費用の額とし、各年度上限15万円 ②採卵を伴う場合上限10万円 ③採卵を伴わない場合上限3万円 ④先進医療への助成上限3万円 ⑤男性不妊治療上限3万円	①一般不妊治療は連続5年まで ②妻の年齢40歳未満:6回、妻の年齢40~43歳未満3回、回数超過と年齢超過を合わせて通算3回まで	ない					ある	15回 多胎妊婦については上限15回を超えて受診したうちの5回以内(上限1回5,000円)を助成する。	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について助成する。 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ある	妊娠4ヶ月から出産まで。対象疾病に該当した場合、医療費を10割給付(国民健康保険の場合)
田村市	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	検査費用を3回まで助成	ある	妊娠4か月となる日の属する月から分娩の属する月までの期間保険診療費の自己負担分を助成
南相馬市	ある	無	・医師の診断に基づいて行われた不妊症の治療 ・医療保険各法が適用される不妊症の検査・治療 ①不妊症検査及び一般不妊治療(治療開始前に行った不妊原因を調べるための検査を含む) ②生殖補助医療(体外受精・顕微授精) ③先進医療 ④男性不妊治療 ⑤保険適用外の特定不妊治療	①不妊症の検査及び一般不妊治療:上限10万円/年(2年間まで) ②生殖補助医療:上限20万円/年(2年間まで) ③先進医療:上限20万円/年(2年間まで) ④男性不妊治療:上限10万円/年(2年間まで) ⑤保険適用対象外の特定不妊治療:1回目上限30万円、2~6回目上限15万円	左記のとおり①②③④1年分を2回、⑤は6回、ただしいずれも妊娠が確認できた場合は、次の治療に対する助成はリセットされる。	ある	無	・医師の診断に基づいて行われた不育症の検査・治療	上限15万円/年	継続した1回の妊娠期間の治療に対して助成	ある	無制限	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査(1回)及び初回検査において要再検と判定された場合に再度行う確認検査(2回まで) 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ある	妊娠中に一般健康診査受診し医師の判断により、精密検査が必要と認められた場合、その精密検査の自己負担に対して1回助成
伊達市	ある	無	保険適用後 一般不妊治療:タイミング法、人工授精(不妊検査、薬物療法含む) 特定不妊治療:体外受精、顕微授精、男性不妊治療(不妊検査、薬物療法含む)	一般:36月間で1組の夫婦に対し6万円 特定:A.B.D.E上限15万円、C.F5万円、男性不妊15万円	一般:上限額内 特定:治療開始日の妻の年齢が40歳未満であれば6回、40歳以上43歳未満は3回	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	1人最大3回 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ない	
本宮市	ある	福島県特定不妊治療費助成を受けた方が対象のため、県に準じる。	・特定不妊治療 ・男性不妊治療	治療費を超えない範囲で福島県特定不妊治療費の助成上限額と同額。治療方法により助成金額は異なる。	初回申請時の治療開始日時点において、 ・40歳未満:43歳になるまで通算6回 ・40~43歳未満:43歳になるまで通算3回	ある	なし	・不育症検査費:福島県不育症治療費助成事業の承認決定を受けた検査 ・不育症治療費:福島県不育症治療費助成事業の承認決定を受けた治療(ハリ)を主とした不育症治療)	・検査費:1妊娠期間検査費の自己負担額から福島県不育症治療費助成事業の額を差し引いた額で5万円を上限 ・治療費:1妊娠期間治療費の自己負担額から福島県不育症治療費助成事業の額を差し引いた額で15万円を上限	・検査費:1夫婦1回のみ ・治療費:1妊娠期間につき1回	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	・初回検査、確認検査、再確認検査、 ・助成額:自動ABR8,500円、OAE3,000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
桑折町	ある	無	特定不妊治療	10万円(上限)	6回	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間、1ヶ月	ある	OAE 3,000円 自動ABR 8,500円 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	ない	
国見町	ある	なし	体外受精 顕微授精 不妊症検査	10万円	40歳未満:6回 40歳以上43歳未満:3回 ※保険で定める回数上限または妻の年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療は3回まで	ない					ある	16回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
川俣町	ある	有	保険適用外の体外受精・顕微授精又は不妊症検査の費用	上限20万円	1回	検討中					ある	15	ない		ある	産後2週間健康診査、産後1か月健康診査(1人につき、各1回分)の費用を助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の3回までにかかる費用について助成する。また、検査の結果、必要に応じて保護者に対し事後指導を行う	ない	
大玉村	ある	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱と同様	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間健診及び産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査までに係る費用助成	ない	
鏡石町	ある	無	一般不妊治療:タイミング法、人工授精及び不妊治療の一環として医師が必要と認めた投薬 特定不妊治療:体外受精、顕微授精及びそれに付随して行われる男性不妊治療	一般不妊治療:年度につき10万円上限 特定不妊治療:1回につき10万円上限	40歳未満:6回 40歳以上43歳未満:3回	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間、産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成	ない	
天栄村	ない					ある	無	へパリンを主とした不育症治療	福島県不育症治療費助成制度による給付額を控除した額(1回の妊娠期間の治療につき10万円を限度)	県の助成回数の準ずる	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成(1回につき自動ABR 8,500円、OAE 3,000円)	ない	
下郷町	ある	無	・一般不妊治療(タイミング法、人工授精) ・生殖補助医療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療) ・先進医療 ・県の補助、高額療養費制度を優先し、超えた分について町が補助 ・医療保健適用外の治療	上限20万円	年齢によって異なる	ある	無	不育の原因となる治療(手術、投薬、へパリン注射等)	上限20万円	1回の妊娠期間	ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
檜枝岐村	ある	有 (福島県特定不妊治療助成事業に準ずる)	特定不妊治療	300000	年度あたり2回を限度、通算5年まで	ない					ある	・妊婦一般健康調査15回 ・妊婦精密健康診査1回	ない		ある	・産後2週間健康診査1回 ・産後1ヶ月健康診査1回	ある	新生児聴覚検査3回分 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
只見町	ある	無	生殖補助医療 保険診療となる治療 保険適用外となる治療 保険診療と併用した先進医療 保険で定めた回数上限又は妻の年齢上限を超えたことによる保険適用外となる治療	上限10万円	40歳未満6回 40歳以上43歳未満3回	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ABR8500円 OAE3000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
南会津町	ある	無	検査及び治療に要した費用のうち自己負担分	年間20万円 (不育症治療とあわせて上限)	一夫婦2年間	ある	無	検査及び治療に要した費用のうち自己負担分	年間20万円 (不妊症治療とあわせて上限)	一夫婦2年間	ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)による検査の自己負担額定額助成 ※初回検査、確認検査、再確認検査	ある	保険適用となる医療費自己負担額全額助成
北塩原村	ある	無	一般不妊治療及び生殖補助医療 ※保険適応の有無は問わない。	①検査:3万円 ②治療:30万円	①1回 ②回数制限なし	ある	無	不育症の治療及び検査にかかる費用	①検査:6万円 ②治療:15万円	1回	ある	15回	ない		ある	産後2週間健診 産後1ヶ月健診	ある	①自動ABR 8,500円 ②OAE 3,000円 初回、確認検査、再確認検査で一人につき最大3回まで助成を行う	ある	妊娠届が受理された月の初日から出産月の翌月末までの保険診療費の自己負担額の助成を行う
西会津町	ある	無	医師の診断に基づいて施される不妊症の治療、医療保険各法が適用される不妊症の検査	保険適用:3万円 保険適用外:10万円	なし	ある	無	医師の診断に基づき施される不育症の治療	保険適用:3万円 保険適用外:10万円	なし	ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	初回、確認検査(生後1週間以内)、再確認検査(1ヶ月健診時)の3回、 ABR:8,500円 OAE:3,000円	ある	国民健康保険被保険者のうち妊産婦(妊娠5ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで)の医療費について10割給付。
磐梯町	ある	なし	医療保険各法が適応される検査及び医師の診断に基づいて実施される治療の費用のうち自己負担額(文書料・入院室料・室料差額・食事療養費等、直接治療に関係しない費用は対象外)	20万円	制限なし	ある	なし	医師の診断に基づいて行われる治療費のうち自己負担額(文書料・入院室料・室料差額・食事療養費等、直接治療に関係しない費用は対象外)	20万円	制限なし	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 (自動ABR8500円・OAE3000円)	ある	国保加入者のみ、妊娠5ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで医療費の自己負担分を全額助成。
猪苗代町	ない					ない					ある	15回 ※多胎妊娠については、20回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	1人につき3回以内(初回・確認・再確認検査)1人1回につき自動ABRの場合8,500円、OAEの場合3,000円を限度に助成	ない	
会津坂下町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用全額(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	国保加入者について、妊娠12週の属する月から出産日の属する月まで全額
湯川村	ある	県助成事業に準ずる	県助成事業に準ずる	県助成金の2分の1 (対象となる不妊治療や不妊症検査に要した費用から県助成金を控除した額を上限とする。)	県助成事業に準ずる	ない					ある	15	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用を全額助成(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	・国保加入者のみ妊娠5ヶ月より医療費の自己負担分を公費で負担。 ・妊婦のインフルエンザ予防接種料から自己負担額1,000円を除いた額を助成。
柳津町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ARB8,500円 OAE3,000円を助成	ある	妊娠5ヶ月到着月から出産月までの医療費の10割給付(一般診療にかかる保険診療分)
三島町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	①初回検査(生後3日以内) ②確認検査(生後1週間以内) ③再確認検査(1ヶ月健診時) 一人一回につき AABR:8,500円 OAE:3,000円	ある	国保加入者について、妊娠4ヶ月となる日の属する月から出産の日の属する月までの保険適用医療費の自己負担分を助成。
金山町	ある	無	一般不妊治療及び生殖補助医療	一般不妊治療及び生殖補助医療について、保険給付を受けた場合に支払った自己負担の額を上限として交付	制限なし	ある	無	福島県不育症治療費助成事業の対象となった費用から、その助成金額を除いた額を上限として交付		制限なし	ある	15回	ない		ある	産後1か月 (1か月児検診と同じ)	ある	実施勸奨・無料	ある	国保世帯で16週から出産まで無料
昭和村	ある	無	不妊治療に関わるもの	2,000円～50,000円	2～5	ない					ある	14	ある	3	ある	2週間～1か月	ある	検査料の無料化	ない	
会津美里町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	2週間・1ヶ月	ある	自己負担分を全額町負担	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
西郷村	ある	無	一般不妊・特定不妊	一般(上限15万円になるまで) 特定(15万円)	一般(制限なし)40歳未満6回 40~43歳未満3回 (子の出産で回数リセットあり)	ない					ある	15	ない		ある	産後2週間 1か月	ある	ABR 8,500円 OAE 3,000円	ある	妊娠5ヶ月となった日の属する月から、出生の日が属する翌月までの妊産婦に係る保険適用分の医療費と入院時の食事代を助成。
泉崎村	ある	県助成事業に準ずる	県助成事業に準ずる	県助成事業と同額	県助成事業に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間健診 産後1か月健診	ある	自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
中島村	ある	無	県助成事業に準ずる	上限10~30万 治療内容により異なる	県助成事業に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間、1か月	ある	一部助成 ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
矢吹町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査について費用の一部を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	ない	
棚倉町	ある	無	生殖補助医療のうち医療保険適用外の治療費及び不妊症検査	福島県不妊治療費支援事業による助成額を控除した額で治療及び検査内容により上限設定	福島県不妊治療費支援事業に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	1)産後2週間 2)産後1か月	ある	(対象検査・回数) 初回・確認・再検査の3回 (助成上限額) 1人1回につき 1) ABR: 8,500円 2) OAE: 3,000円	ある	(対象者) 妊娠4か月となる月の初日から出産の翌月の末日までの間の妊産婦 (助成範囲) 保険診療の自己負担分と入院時の食事代(標準負担額のみ)
矢祭町	ある	夫及び妻の年間所得の合計が730万未満	特定不妊治療	7万5千円又は15万円	年度をまたぐ1回	ない					ある	無制限	ある	産後2週間・1か月	ある	産後2週間・1か月	ある	OAE 3,000円	ない	
塙町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間・1か月	ある	一人につき3回まで助成(初回・確認・再確認) ABR: 8,500円 OAE: 3,000円	ある	妊娠5か月となる月の初日から出産日の翌月末まで、保険診療の自己負担分を助成
鮫川村	ある	無	特定不妊治療	上限30万円	妻の年齢40歳未満/6回	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間・1か月	ある	1人につき3回まで(初回・確認・再確認)助成。自動ABR、OAEの両方該当	ある	妊娠5か月となる月の初日から出産した日の翌日未日までの期間、保険適用の医療費の自己負担分を助成。
石川町	ある	無	一般不妊治療、生殖補助医療	一般不妊治療: 10万円 生殖補助医療: 1回につき10万円	一般不妊治療は制限なし。生殖補助医療は、40歳未満は6回。40歳以上から43歳未満3回。	ある	無	ヘパリンを主とした治療	1回の妊娠期間につき10万円	無	ある	15回	ない		ある	産後2週間健診、産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査それぞれ自動ABR(8,500円)、OAE(3,000円)	ある	妊娠4か月の属する月の初日から出産の日の属する月の翌月末日まで。保険診療の自己負担額。
玉川村	ある	無	①一般不妊治療 ②生殖補助医療 ③不妊症検査	上限20万円	治療期間初日における妻の年齢が40歳未満であるとき通算6回まで 40歳以上43歳未満であるとき通算3回まで	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回(自動ABR): 8500円 初回(OAE): 3000円 確認(自動ABR): 8500円 確認(OAE): 3000円 再確認(自動ABR): 8500円 再確認(OAE): 3000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
平田村	ある	無	①医師が必要と認め、不妊治療等に係る医療費として、医療機関に支払った費用。 ※入院室料や室料差額等の入院に関連する費用、食事療養費、文書料、消費税等は対象外。 ②福島県不妊治療支援事業助成金の対象事業については県事業優先。 ③夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供を受ける事業、代理母及び借り腹によるものは助成対象外。	1年度につき25万円	通算5年間	ない					ある	15回	ない		ある	2週間 1ヶ月	ある	検査を実施	ない	
浅川町	ある	無	不妊症の検査及び治療	1年度につき25万円を限度とする	指定なし	ない					ある	16回	ない		ある	2週間 1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の全検査助成	ない	
古殿町	ある	無	不妊症の検査・治療に通院した日数1日につき、助成金を出す。5,000円を助成金とし、通算20万円を上限に助成。	5,000円	40回(上限20万円)	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間、産後1か月	ある	検査機器が自動ABRの場合:8,500円 CAEの場合:3,000円 2回目の確認検査まで上記金額を助成。	ない	
三春町	ある	なし	①生殖補助医療(男性不妊手術含む)保険適用診療 ②福島県不妊治療支援事業助成金交付対象治療	上限10万円	①妻の年齢40歳未満:1子につき6回。43歳以上43歳未満:1子につき3回。 ②福島県の助成回数と同じ。	ある	なし	へパリンを主とした治療	上限10万円	1回の妊娠期間	ある	15回	ある	1回の妊娠につき1回	ある	産後2週間及び1か月	ある	自動ABRの場合8,500円、OAEの場合3,000円を限度とし、助成額を超えた分は自己負担。助成額に満たない場合は、実際に支払った金額を助成。	ない	
小野町	ある	ない	保険適用となる一般不妊治療及び生殖補助医療	一般不妊治療は1回の治療につき2万円を上限。 生殖補助医療は1回の治療につき15万円を上限。	一般不妊治療は上限なし。 生殖補助医療は最初の治療開始初日の妻の年齢が40歳未満6回、40歳以上43歳未満の場合は3回まで。	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査に係る助成	ある	妊娠4ヶ月～出産後翌月末までの医療費の自己負担額の助成
広野町	ある	無	一般不妊治療	対象経費の2分の1(1年度につき10万円限度)	1年度を1回とし2回まで	ある	無	不育症の治療及び検査にかかる費用	他助成を差し引いた額の2分の1(1年度につき15万円限度)	回数制限無し。	ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ARB 8,500円 OAE 3,000円	ない	
楢葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間・1ヶ月健診	ある	概ね生後1ヶ月までに実施する検査料が助成額に満たない場合は実費用を助成する。 (初回AABR)8,500円 (初回OAE)3,000円	ない	
富岡町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ABR:8,500円 OAE:3,000円	ない	
川内村	ある	無	不妊症の検査・治療に通院した日数1日につき、助成金を出す。5,000円を助成金とし、通算20万円を上限に助成。	5,000円	40回(上限20万円)	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR 6,700円 OAE 3,000円	ない	
大熊町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	県外に避難している方や里帰り出産等により県外で出産された場合は、避難先市町村の助成が優先されますが、それでもなお自己負担が発生した場合は、町の助成の範囲内で選付を受けることができる。(保険適用外の費用のみ)	ない	
双葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後 2週間・産後1か月	ある	自動ABR:8,500円 OAE:3,000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
浪江町	ない					ない					ある	15回	ある	1回(町内の指定医療機関のみ)	ある	産後2週間および産後1か月の2回	ある	初回、確認、再確認検査 助成額 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
葛尾村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間、産後1か月	ある	初回検査・(異常があった場合)確認検査・再確認検査	ない	
新地町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間、産後1か月	ある	初回、確認、再確認検査助成額自動ABR8,500円、OAE3,000円	ない	
飯館村	ある	無し	①保険適用となる体外受精・顕微授精 ②福島県特定不妊治療費助成に準ずる体外受精・顕微授精	①医療費の一部負担金(高額医療費、文書料、室料、食事療養費等を除く) ②福島県特定不妊治療助成に準ずる。ただし、要した費用から県助成額を控除した額。 ①、②合わせて上限500,000円/年	通年3年間(上限に達するまで回数制限無し)	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査までに係る費用の全額助成	ない	
市町村数合計	39					13					59		22		59		59		21	